

平成 2 8 年 2 月 議 会 定 例 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(平成 2 8 年 度 分)

(平成 2 8 年 2 月 1 7 日 提 出)

新 潟 市

平成 28 年 2 月議会定例会に当たり、市政運営に関する所信の一端を申し上げるとともに、本日提案いたしました平成 28 年度予算案をはじめとする各議案の概要を説明し、81 万市民とその代表である議員の皆さまに、市政運営のご理解とご協力をお願いいたします。

新年度は、本市が本州日本海側で唯一の政令指定都市に移行して 10 年目の節目の年となります。今年度からスタートした新しい総合計画「にいがた未来ビジョン」と、昨年 10 月末に策定した「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を軌道に乗せる、非常に重要な年となります。

これまで皆さまと進めてきた「拠点化」と「個性化」の土台にさらに磨きをかけ、81 万市民の皆さまと「日本一安心な政令市」を構築するとともに、これからの持続可能なまちづくりを可能にする、財政健全化を成し遂げる年度にしていきます。

幸い、平成 27 年 10 月の国勢調査結果を見ますと、まだ速報値ではありますが、本市の人口は 81 万 514 人と 81 万人台を確保することができました。平成 17 年と 22 年の国勢調査比較では 1,946 人減少していたのに対し、

今回の 5 年間では 1,387 人の減となり、減少幅を緩やかにすることができました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 22 年国勢調査を基に推計した平成 27 年時点の将来推計人口と、速報値を比較してみますと、将来推計人口が 80 万 925 人であったのに対し、速報値はこれを 9,589 人上回るものとなりました。8 区においてバラつきはありますが、基本的に過去 5 年間の取組みにより、人口減に一定の歯止めを掛けることができたと考えています。

今後もよりの的確・迅速に施策を実施し、本市の魅力度を上げることで「選択される新潟市」を実現し、人口問題に対処していきます。

そのためにも、平成 28 年度予算案では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で明示した 4 つの基本目標の実現に向け、具体施策を強力かつ着実に推し進めることが重要です。この施策を「にいがた未来ビジョン」の 3 つの都市像と重ね合わせ、「新潟暮らし創造運動」を推進エンジンとして人口流出を食い止め、人口の多様な流入を図っていきます。

まず「しごと」分野の基本目標の 1 つ、「雇用の創出」では、農業戦略特区に指定された優位性を活かし、

特区事業をダイナミックに展開することで、特区効果を広汎に引き出していきます。U I J ターンの一環として新規就農者の支援を強化し、6次産業化を推進するニューフードバレー構想の進展はもとより、本市の大地・田園の力を最大限に引き出す、いわゆる「12次産業化」を具体化していきます。

21世紀を支える新しい産業の育成にも努めます。例えば、既に動き出した航空機産業を確実に上昇気流に乗せ、国際認証取得や受注の確立を支援していきます。

次に「しごと」分野の第2の基本目標とした「交流人口の拡大」です。昨年は本市が「東アジア文化都市」の日本代表都市に指定を受け、日中韓の関係改善を新潟から推進しました。幸い、この時期に日本と中国・韓国の国同士の関係も大きく改善されました。今年は日中韓の大交流時代の新たな幕開けと位置付けて、インバウンドの拡大にも力を入れていきます。

さらに、「食文化創造都市にいがた」の姿を明確にし、「近き者楽しめば、遠き者来る」の言葉通り、市民も市外から来られた方も、新潟の食を楽しんでいただく取組みを本格化します。まずは新潟の大地を大切にして、素晴らしい農産物をつくっていらっしゃる農家さんに光を当てながら、

その農家さんらを大切にして、おいしい料理を提供してくれる料理人・シェフ・お店をネットワークし、消費者とつないでいく取組みを展開します。既に、農業戦略特区で関係が築かれた「ぐるなび」は、その方向で事業を展開しており、生産者・シェフ・消費者を結びつける「シェフの日」事業で成果をあげています。

また、生産者への支援では、情報発信力の強い「NTTドコモ」や「電通・ゲノメディア」などのアグリプロジェクトも、さらにパワーアップして展開いただけそうですので、こうした民間の力も大いに活用していきたいと考えています。

今年4月23、24の両日、本市で開催されるG7新潟農業大臣会合は、県と共に安全の土台を確立しながら、新潟の「食と農」の素晴らしさを、世界に発信する絶好の機会として盛り上げていきます。

次に、3つ目の基本目標である「ひと」の分野、「少子化の克服」です。少子化への対応として、望む方が結婚され、望むだけのお子さまを安心して産み育てられるよう、地域や民間と連携し、切れ目ない支援を総合的に推進します。それと同時に、経済界の理解を得ながら、男性も女性も共に育児・家事で役割を果たすライフスタイルと、

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの改善を図ります。

教育では、貧困の連鎖を断ち切る取組みを強化し、奨学金制度の充実も進めます。また、着実な前進が図られている地域と学校の連携をさらに拡充するとともに、すべての小学生が農業体験と食に対する理解を深める「教育ファーム」も一層推進し、新潟らしい教育を進めます。

4つ目の基本目標は「まち」の視点として、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現です。国土強靱化第一次モデル調査団体として策定した国土強靱化地域計画を推進し、足元の安全度を上げるとともに、太平洋側が仮に大きな災害に見舞われたときに、本市が最大の救援拠点となるよう平時の拠点化を進める「防災・救援首都」の取組みを強化します。

「安心して暮らせるまちづくり」のため、各地域での「新しい支え合いの仕組みづくり」として、地域で医療・介護が受けられる地域づくりを進める「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。

また、健康づくりとまちづくりを徹底・連携させる健幸都市づくり（スマートウェルネスシティ）を前進させます。新バスシステムを改善し、

さらなる利便性向上に取り組むとともに、新潟交通との運行事業協定の土台の下、65歳以上の方のバス料金を半額にする「シニア半割」を、持続可能な施策として、新年度できるだけ早く導入します。

これと併せ、地域特性を踏まえた特定健診などの受診率向上や、健康づくり各種施策を大きく前進させ、健康寿命の延伸に結び付けていきます。

さらに、今年度から動き出した「新潟暮らし創造運動」を新年度は発展させます。新潟暮らしの良さを伸ばし、弱点・欠点を早期に改善することで、新潟を住みよいまちだと思おう方や、シビックプライドを伸ばし、その土台の上にU I Jターンの実績づくりを前進させていきます。

次に、新年度の財政見通しと、当初予算の概要について申し上げます。

はじめに、地方財政を取り巻く状況についてです。

地方税収入や、地方交付税の原資となる国税収入において、企業収益の回復などにより、一定程度の増収が見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が引き続き高い水準で推移することなどから、地方財政は大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。

その対応として国では、地方税や地方交付税などの一般財源総額について、今年度を 0.2% 上回る規模が確保されました。

この点については、地方が「まち・ひと・しごと創生」への取組みを進展させることができるよう配慮しながら、安定的な財政運営を行うことができる財政措置が講じられたとともに、質の改善として臨時財政対策債が大幅に抑制されたことは、地域の実情に即した配慮がなされたものとして、一定の評価をしています。

しかし、真の分権型社会の実現に向けては、地方税財源の拡充や臨時財政対策債の廃止など、さらなる抜本的な見直しが必要であることから、指定都市市長会とともに、国に対して、より一層積極的に提言を行ってまいります。

次に、本市の税収についてです。新年度は、法人市民税が税制改正の影響により減収する一方、個人市民税や固定資産税が、給与収入や新增築家屋の伸びなどにより増収するため、今年度とほぼ同程度を見込んでいます。

税収環境においては、景気の緩やかな回復基調が続いており、個人市民税や固定資産税などの税収が着実に伸びていますが、個人消費などで弱さがみられることから、

引き続き、景気動向を慎重に注視してまいります。

このような中、新年度予算の編成にあたっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の実現に向けて、具体施策を強力かつ着実に推進し、「にいがた未来ビジョン」の都市像と重ね合わせ、「新潟暮らし創造運動」を本格的に展開するための予算としました。

この結果、平成 28 年度の一般会計当初予算の規模は、総額で 3,593 億円となりました。今年度と比較すると、52 億円の減となりますが、普通建設経費を除く行政経費の比較では、47 億円の増となり、国の地方財政計画を上回る伸びとなりました。

中でも、国民健康保険事業会計につきましては、平成 29 年度末に約 38 億円の収支不足が見込まれますが、市民生活への影響や、国民健康保険運営協議会からいただいた答申など、様々な視点から熟慮を重ねた結果、このたびは保険料改定を見送り、収支不足分について、一般会計からの繰り出しを 2 カ年にわたり行うこととしました。

引き続き厳しい財政運営が見込まれる中、新年度予算では、本市の財政目標であるプライマリーバランスの「収支均衡」を達成するとともに、

当初予算における基金活用額を、政令指定都市移行後、最少に抑えることができました。

今後、本市の財政目標を達成するため、行政改革プラン 2015 による事務事業の選択と集中や、ファシリティマネジメントの考え方に基づく財産経営を着実に実行し、持続可能な財政運営を推進していきます。

それでは、平成 28 年度当初予算の主要施策について、「にいがた未来ビジョン」で掲げる 3 つの都市像に沿ってご説明します。

はじめに、1 つ目の都市像「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」についてです。

少子化の克服に向け、待機児童ゼロを堅持するとともに、引き続き、放課後児童クラブの整備と受入体制の強化を図りながら、コミュニティ協議会から、放課後児童クラブの運営や活動にかかわっていただくなど、地域で子育てを支援する環境づくりを推進していきます。

さらに、妊娠・出産のサポート体制を整備するため、すべての区役所に「(仮称)子育てほっとステーション」を設置し、ワンストップの相談体制を確立するとともに、第 1 子出産後の親子を対象とした「絆づくりのプログラム」を、

各区独自の取組みも合わせて、市内全域で展開するなど、安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない支援を総合的に実施していきます。

また、若い世代の結婚の希望をかなえるため、コミュニティ協議会や民間企業などと連携し、多様な出会いの場づくりを支援します。

学・社・民の融合による「新潟らしい教育」を推進するため、「アグリ・スタディ・プログラム」をさらに充実させるとともに、大好きにいがた体験事業として教育推進校を指定し、地域と関わり、地域に貢献する活動を支援することで、新潟への愛着と誇りをもつ子ども達を育成していきます。

ずっと安心して暮らせるまちの実現に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、新たな介護保険制度への円滑な移行のため、各地域に「協議体」や「生活支援コーディネーター」を配置し、新しい支え合いの仕組みづくりを進めていきます。

また、NPO法人やコミュニティ協議会などが主体となり、介護予防や日常生活支援サービスの提供をモデル実施し、検証を行うなど、「地域力・市民力」を最大限発揮できる環境づくりを進め、

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを加速させます。

次に、2つ目の都市像「田園と都市が織りなす、環境健康都市」についてです。

本市が誇る「食と農」を活かした地域づくりを推進するため、「大地・田園の力」を子育て、教育、環境などの分野に活かす「12次産業化」を、官民一体となって推進していきます。

わくわく教育ファームを充実させ、農業や食に対する理解をさらに深めるとともに、就労を希望する障がい者と農家をつなぎ、障がい者の就農を促進します。

また、代表的な田園資源である「もみ殻」を活用した資源循環型システムの導入に取り組むなど、大地・田園の力を最大限活用していきます。

人と環境にやさしいにぎわうまちを推進するため、新バスシステムのさらなる利便性の向上や、専用走行路の社会実験に取り組むほか、高齢者のお出かけ支援「シニア半わり」を本格実施するなど、持続可能な公共交通体系の構築を進めるとともに、健康づくりとまちづくりを連動させる取組みを充実させることで、

健康寿命の延伸につなげていきます。

誰もがそれぞれにふさわしい働き方をしていただけるよう、新たにワーク・ライフ・バランス優秀事業所の表彰を実施するなど、男女がそれぞれのライフステージにおいて、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

また、若者の地元企業への就職支援に加え、奨学金制度においては、卒業後に本市に居住した場合の返還免除額などを拡充するとともに、空き家の活用や住宅リフォーム、創業支援など、様々な施策と連動させた移住・定住への支援により、若者の人口流出抑制と流入促進につなげていきます。

次に、3つ目の都市像「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」についてです。

雇用が生まれ活力があふれる拠点を形成するため、ニューフードバレーの実現に向けて、農業戦略特区をさらに発展させるとともに、本市独自の機能性食品認証制度を創設し、ブランド力の強化を目指します。

また、農地を集積・集約し生産効率の向上を図るため、ほ場整備を進める調査費用への支援を新設するほか、新規就農者に対し、新たに機械や施設整備を助成するなど、

農業の競争力強化と担い手育成を促進します。

さらに、今後成長が見込まれる航空機産業の育成を進めるため、航空機部品の製作や高度な技術習得に加え、海外からの受注に向けた支援など、人材育成と販路開拓に向けた取組みを強化します。

また、内発型産業の育成と創業を支援するため、新たに U I J ターンによる創業者に対し開業費用を助成するほか、条件を満たす事業者が「中小企業開業資金」を利用する際に、3年間無利子とし新規開業を支援するとともに、さらなる企業立地の促進に向け、工業振興条例助成金の対象地域などを拡充します。

成長産業の育成強化とあわせて、既存産業の活性化や創業・起業を支援するなど、中小企業の振興を通して、U I J ターンにもつながる魅力的な雇用の創出と、雇用の安定を図ります。

役割を果たし成長する拠点を形成するため、国土強靱化地域計画の推進に向け、新潟港や新潟空港のさらなる活性化に取り組むほか、新潟駅連続立体交差事業を着実に推進させるなど、平時における拠点性を高め、「防災・救援首都」の取組みを進めていきます。

また、開港 150 周年に向けて、万代島旧水揚場跡地を、

多目的広場として活用すべく設計に着手するとともに、港湾管理者である新潟県などと連携して、2019年に向けた準備をスタートし、港町にいがたの姿を明確にしていきます。

さらに、本市独自の魅力を活かした交流を促進するため、「食文化創造都市にいがた」を確立し、世界に発信するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ナショナルチームの合宿誘致を促進するほか、本市の文化芸術の取組みを活かした文化プログラムを推進し、機運の醸成を図るなど、交流人口の拡大に向けて取組みを加速します。

新潟の総力を結集して、これらの取組みを進め、「安心政令市にいがた」を確立していきます。

以上、予算議案の概要を申し上げます。

次に主な組織改正についてです。

総合的な広報戦略の立案や職員のプロモーション能力の育成、新潟暮らし創造運動などの全庁的な情報発信を効果的に推進するため、地域・魅力創造部に「広報戦略課」を新設します。

あわせて、本市が誇る食文化について、

国内外への発信力を強化するため、経済部の「新潟国家戦略特区担当部長」を「特区・食文化担当部長」に改称するとともに、農林水産部付に変更します。

また、ニューフードバレー構想の着実な実現と、12次産業化を推進するため、「ニューフードバレー推進課」を「農業特区・農村都市交流課」に統合して、「ニューフードバレー特区課」に改称し、推進体制強化のため「政策監」を配置します。

本市の目指す市民の「健康寿命の延伸」を強力に進めるため、「医療・介護連携担当」の理事を新設します。

あわせて、福祉部保険年金課の保健事業係を「健康支援推進室」に拡充、保健衛生部保健衛生総務課に「健康政策室」を新設し、保健・医療・介護データの分析・活用による政策立案機能を強化します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、文化スポーツ部に「文化創造推進課」を新設し、「水と土の文化推進課」を文化創造推進課の「水と土の文化推進室」へ改組して、本市ならではの文化芸術の取組みを生かした五輪文化プログラムを推進していきます。

また、外国人旅行者の誘客促進を図るため、

観光政策課の「国際・広域観光室」を「国際・広域観光課」に拡充します。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第 13 号及び第 14 号は、区役所が分掌する事務と、本庁の基本的な役割について定めるものであり、

議案第 15 号及び第 16 号は、行政不服審査会の設置などに関する規定を整備するものです。

議案第 17 号から第 19 号は、退職管理や人事評価の公表などの規定を定めるものであり、

議案第 20 号は、消費生活センターの組織などの規定を整備するものです。

議案第 21 号は、建築審査会委員の任期を定めるものであり、

議案第 22 号は、「学校教育法」の改正を受けて、関連する規定を整備するものです。

議案第 23 号は、「地方公務員災害補償法施行令」の改正に伴い、関連する規定を整備するものであり、

議案第 24 号及び第 25 号は、「特別職報酬等審議会」の答申を踏まえ、私と副市長の俸給額を改定するとともに、今後も厳しい財政運営が続く中で、

持続可能な財政運営を進めていく姿勢をお示しするため、今後 2 年間、俸給月額 の 5% を減額するものです。

議案第 26 号は、議員報酬額を改定するものであり、

議案第 27 号及び第 28 号は、小学校及び学校給食センターの統合などにより、位置の変更などを行うものです。

議案第 29 号は、国民健康保険における基礎賦課額の限度額などの規定を整備するものであり、

議案第 30 号は、介護保険料の減免申請の期限を変更するものです。

議案第 31 号は、地域密着型サービス事業者の指定等に係る手数料の規定を定めるものであり、

議案第 32 号は、「環境影響評価法」の改正に伴い、関連する規定を整備するものです。

議案第 33 号は、理容所と美容所の開設に関する規定を整備するものであり、

議案第 34 号は、興行場の設備に関する規定を整備するものです。

議案第 35 号及び第 36 号は、「医療製品の販売に係る許可」及び「病院の開設許可」について、県からの権限移譲を受け、関連する規定を定めるものです。

議案第 37 号は、勤労者福祉施設において、物品販売が可能となるよう規定を変更するものであり、

議案第 38 号は、「独立行政法人通則法」などの改正に伴い、関連する規定を整理するものです。

議案第 39 号及び第 40 号は、建築物の認定に係る手数料や定期報告に関する規定を定めるものであり、

議案第 41 号は、「西蒲区越前浜地区」における建築物の制限等に関する規定を整備するものです。

議案第 42 号は、火気器具の取扱いに関する規定を整備するのであり、

議案第 43 号は、市道路線の認定及び廃止について、議会の議決を得ようとするものです。

議案第 44 号及び第 45 号は、市営住宅使用料などの長期滞納者に対し、訴えの提起などを行うものです。

議案第 46 号及び第 47 号は、人事案件であり、

教育委員会委員として、新たに うえだ しんぞう 上田 晋三 氏 を、
土地利用審査会委員として、

再び、ひらいし ひろか 平石 広佳 氏、 はやし やすこ 林 八寿子 氏、
いわせ てるお 岩瀬 昭雄 氏、 やまざき ようこ 山崎 葉子 氏 を、

新たに、ほんま ていこ 本間 禎子 氏、 たかはし たかのり 高橋 尚紀 氏、
おだ みる 小田 稔 氏

を選任することについて、それぞれ議会の同意を得ようとするものです。

議案第 48 号は、包括外部監査について、

再び弁護士の ^なら^はし ^たか^し 奈良橋 隆 氏 と契約を締結するものです。

議案第 49 号は、「地域密着型通所介護」が創設されることを受け、関連する規定を整備するものであり、

議案第 50 号及び第 51 号は、指定障害福祉サービス事業の運営基準などに関する規定を整備するものです。

諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者として、

再び、 ^うめ^づ ^たけ^し 梅津 威 氏、 ^{さい}とう ^くみ ^こ 齊藤 久美子 氏 を、

新たに ^こぐ^れ ^こ 小暮 あや子 氏、 ^さかい ^{れい}こ 坂井 玲子 氏、

^やま^もと ^まち^こ 山本 町子 氏、 ^もり^た ^まも^る 森田 守 氏

を推薦することについて、議会にお諮りするものです。

以上、提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

なにとぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。